

# 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の概要

総務省

## 第1 趣旨

公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間人材の活用、期限が限定される専門的な行政ニーズへの対応の観点から、地方公務員について専門的な業務等に任期を定めて採用するための特例法を制定。

（注）国家公務員の任期付職員法は平成12年11月に施行。

## 第2 内容

### 1 任期付採用をすることができる場合

以下の場合には、条例で定めるところにより、任期を定めて職員として採用できる。

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合

のほか、専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させる必要がある場合（次のいずれかに該当するとき）

イ 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、一定期間適任の職員を部内で確保しがたい場合

ロ 急速に進歩する技術等その性質上、専門的な知識経験を有効に活用できる期間が限られる場合

ハ 上記に準ずる場合として条例で定める場合

### 2 採用の方法

任命権者が選考により採用（人事委員会を置く地方公共団体においては、その承認が必要）。

### 3 任期等

任期は最長でも5年とする。

（更新をする場合にあっては採用日から通算して5年が上限。）

### 4 給与

・ 給与については、国の任期付職員制度に準じて条例で定める。

（注）国の任期付職員制度においては、1により採用された職員に対して特別の俸給表を設ける等の特例。

・ 1により採用された職員に対して特定任期付職員業績手当を支給できる。

## 第3 施行期日

公布の日から3か月以内で政令で定める日（平成14年7月1日）